

改正

平成10年 9 月25日条例第28号

平成15年 3 月28日条例第 5 号

平成18年 1 月 5 日条例第95号

平成19年 3 月31日条例第 5 号

平成20年 1 月11日条例第57号

平成24年 3 月22日条例第11号

平成24年 9 月25日条例第40号

平成25年 3 月26日条例第10号

平成25年12月25日条例第32号

平成26年 9 月24日条例第35号

平成26年 9 月24日条例第36号

福井市母子家庭等の医療費等の助成に関する条例

福井市母子家庭等の医療費等の助成に関する条例（昭和53年福井市条例第 8 号）の全部を改正する。

（目的）

第 1 条 この条例は、母子家庭、準母子家庭、父子家庭及び一人暮らしの寡婦等の家庭（以下「母子家庭等」という。）に対して医療費等の一部を助成することにより、母子家庭等の保健の向上に寄与するとともに、母子家庭等の福祉の増進を図ることを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において「児童」とは、20歳未満の者をいう。

2 この条例において「母子家庭」とは、次の各号のいずれかに該当する児童（当該児童が規則で定める状態にある場合を除く。）の母がその児童を監護する家庭をいう。

（1） 父母が婚姻（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。

以下同じ。）を解消した児童

（2） 父（母が児童を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、その母と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。以下同じ。）が死亡した児童

（3） 父が規則で定める程度の障害の状態にある児童

- (4) 父の生死が明らかでない児童として規則で定めるもの
- (5) 父から引き続き1年以上遺棄されている児童
- (6) 父が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第10条第1項の規定による命令（母の申立てにより発せられたものに限る。）を受けた児童
- (7) 父が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
- (8) 母が婚姻によらないで懐胎した児童

3 この条例において「準母子家庭」とは、母がないか又は母が前項に規定する児童を監護していない場合において、当該児童の父及び母以外の者がその児童を養育する（その児童と同居して、これを監護し、かつ、その生計を維持することをいう。）家庭をいう。

4 この条例において、「父子家庭」とは、次の各号のいずれかに該当する児童（当該児童が規則で定める状態にある場合を除く。）の父がその児童を監護している家庭をいう。

- (1) 父母が婚姻を解消した児童
- (2) 母が死亡した児童
- (3) 母が規則で定める程度の障害の状態にある児童
- (4) 母の生死が明らかでない児童として規則で定めるもの
- (5) 母から引き続き1年以上遺棄されている児童
- (6) 母が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第10条第1項の規定による命令（父の申立てにより発せられたものに限る。）を受けた児童
- (7) 母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童

5 この条例において「一人暮らしの寡婦等」とは、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第4項に規定する寡婦であつて、その者と同居する者がいないものその他これに準ずる者として市長が認めた者をいう。

6 この条例において「社会保険各法」とは、次に掲げる法律をいう。

- (1) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）
- (2) 健康保険法（大正11年法律第70号）
- (3) 船員保険法（昭和14年法律第73号）
- (4) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）
- (5) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
- (6) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）

7 この条例において「一部負担金」とは、社会保険各法の規定による給付又は支給を受けた場合

において該当法令の規定により被保険者、加入者、組合員又は被扶養者が負担することとなる費用をいう。

8 この条例において「医療機関」とは、社会保険各法の規定による保険給付を取り扱う病院、診療所、薬局等をいう。

9 この条例において「協力医療機関」とは、医療機関のうち、母子家庭等に対する療養を行った場合、当該療養に係るレセプト（診療報酬明細書をいう。）の写し又は医療費助成事業対象者一覧表を作成し、医療費助成事業総括表を添付して福井県国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）に送付する等の協力をするものをいう。

（助成対象者）

第3条 この条例による医療費等の助成（以下「助成」という。）の対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、次の各号に掲げる母子家庭等の区分に応じ当該各号に掲げる者であって、本市に住所を有しており、かつ、社会保険各法の規定による被保険者、加入者、組合員又は被扶養者とする。

- （1） 母子家庭 児童及び母
- （2） 準母子家庭 養育されている児童
- （3） 父子家庭 児童及び父
- （4） 一人暮らしの寡婦等の家庭 当該寡婦等

2 前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げるいずれかの者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者については助成対象者から除く。

- （1） 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けているとき。
- （2） 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第56条の規定による給付を受けることができる者であるとき。
- （3） 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）の規定による支援給付を受けている者
- （4） 福井市重度障害者（児）医療費等の助成に関する条例（平成8年福井市条例第25号）の規定による助成を受けることができる者であるとき。
- （5） 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設又は児童自立支援施設に入所又は入院（以下「入所等」という。）をしているとき。
- （6） 病院その他規則で定める施設（以下この条において「施設等」という。）に入所等又は入

居をし、当該施設等の所在する場所に住所を変更したことにより、本市以外の市町村から当該施設等に入所等又は入居をする際に本市に住所を変更したと認められる者

3 第1項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、助成の対象とすることができる。

(1) 本市に住所を変更することができないドメスティック・バイオレンス（配偶者その他親密な関係にある者からの身体的又は精神的な暴力（家族及び親族への暴力を含む。）をいう。）の被害者であって、現に本市に居住するもの

(2) 本市以外の市町村に所在する施設等に入所等又は入居をしたことにより、当該施設等の所在する市町村に住所を変更したと認められる者であって、当該施設等に入所等又は入居をする際に本市に住所を有していたと認められるもの（継続して2以上の施設等に入所等又は入居をしている者にあつては、最初の入所等又は入居の前に本市に住所を有していたと認められる場合に限る。）

（所得制限）

第4条 前条の規定にかかわらず、助成対象者が属する次の各号に掲げる母子家庭等において、当該各号に掲げるいずれかの者の前年の所得（1月から7月までの間に医療機関において受けた療養に係る助成については、前々年の所得）が、その者の所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する控除対象配偶者及び扶養家族の有無及び数並びに当該各号に掲げる者の区分に応じ、児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第9条から第11条までの規定及び児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号）第2条の4第2項から第4項までの規定に準じて市長が別に定める額を超える場合は、助成は行わない。

(1) 母子家庭 次に掲げる者

ア 母又は母と生計を一にする児童

イ 母の配偶者又は民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に規定する扶養義務者であつて、その母と生計を一にするもの

(2) 準母子家庭 次に掲げる者

ア 養育者又は養育者と生計を一にする児童

イ 養育者の配偶者又は民法第877条第1項に規定する扶養義務者であつて、その養育者と生計を一にするもの

(3) 父子家庭 次に掲げる者

ア 父又は父と生計を一にする児童

イ 父の配偶者又は民法第877条第1項に規定する扶養義務者であつて、その父と生計を一にするもの

るもの

- (4) 一人暮らしの寡婦等の家庭 当該寡婦等

(助成の範囲)

第5条 市長は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額の助成を行うものとする。ただし、社会保険各法以外の法令その他規程により公費負担金、附加給付金等を受けることができる場合は、当該支払額のうち一部負担金からその額を控除した額について行うものとする。

- (1) 助成対象者が一部負担金を医療機関に支払った場合 当該一部負担金の額

- (2) 助成対象者が母子保健法（昭和40年法律第141号）第20条第1項に規定する養育医療の給付を受けた場合 母子保健法第21条の4第1項の規定により徴収する養育医療の給付に要する費用の範囲内で市長が別に定める養育医療の負担金に相当する額

- 2 前項本文の規定にかかわらず、児童福祉法第24条の2第1項に規定する指定障害児入所施設等に入所等をした者が当該指定障害児入所施設等において療養を受けた場合の助成は、一部負担金のうち食事の提供に要した費用に係る部分を除いた部分に限るものとする。

(助成を受ける者)

第6条 助成を受ける者は、次の各号に掲げる母子家庭等の区分に応じ当該各号に掲げる者とする。

- (1) 母子家庭 母

- (2) 準母子家庭 養育者

- (3) 父子家庭 父

- (4) 一人暮らしの寡婦等の家庭 当該寡婦等

(受給者証の交付)

第7条 前条各号に掲げる者は、助成を受けようとするときは、あらかじめ市長より当該助成を受ける資格（以下「受給資格」という。）がある旨の証書（以下「受給者証」という。）の交付を受けなければならない。

- 2 市長は、受給者証の交付の申請があったときは、受給資格についての審査を行い、受給者証の交付の適否の決定を行うものとする。

(受給者証の有効期間)

第8条 受給者証の有効期間は、交付期日から交付期日後最初の7月31日までとし、8月1日に更新する。

- 2 前項の規定にかかわらず、受給者証の交付期日後最初の7月31日までに助成対象者である児童が20歳に達したときは、当該受給者証の有効期間は、交付期日から20歳に達した月の末日までと

する。

(助成の対象となる療養の始期)

第9条 助成の対象となる療養の始期は、第7条第1項の規定による受給者証の交付の申請をした日の属する月の翌月1日とする。

(助成の対象となる療養の終期)

第10条 助成の対象となる療養の終期は、受給資格を失った日の前日とする。

(受給者証の提示)

第11条 受給者証の交付を受けた者（以下「受給者」という。）は、当該受給者証に記載された助成対象者が協力医療機関において療養を受けようとするときは、社会保険各法に規定する被保険者証、加入者証又は組合員証とともに当該受給者証を提示しなければならない。ただし、第9条に規定する助成の対象となる療養の始期から受給者証の交付を受ける日までの間に療養を受けるときは、この限りでない。

(助成の申請)

第12条 助成は、助成対象者が医療機関において療養を受けるときにその受給者であった者（以下「申請受給者」という。）の申請に基づき行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、助成対象者が協力医療機関において療養を受けた場合においては、国保連から市長に医療費助成対象者一覧（当該助成対象者が支払った当該療養に係る一部負担金の額、当該助成対象者の氏名等が記載された書類をいう。）の報告があったときに、申請受給者から同項の申請があったものとみなす。

3 市長は、第1項の申請又は前項の報告があったときは、その申請又は報告の内容を審査し、助成の適否の決定を行うものとする。

(届出の義務)

第13条 受給者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

(1) 受給者又は助成対象者の氏名、住所その他の受給者証の交付の申請に係る事項について変更があったとき。

(2) 助成を受けた後、当該助成事由が第三者の行為によって生じたものであることが判明したとき。

(助成の制限)

第14条 市長は、助成事由が第三者の行為によって生じたものである場合で、助成対象者が当該第

三者から損害賠償を受けたときは、その額の限度において助成を行わず、又は既に助成した額を返還させることができる。

(助成金の返還)

第15条 市長は、偽りその他不正の行為によって助成を受けた者があるときは、その者から当該助成を受けた額の全部又は一部を返還させることができる。

2 市長は、第5条の規定により助成すべき額を超えて助成を受けた受給者があるときは、その者からその超える額に相当する額を返還させることができる。

3 市長は、受給者が、助成を受ける前に、当該助成を受ける額の全部又は一部を、前条又は前2項の規定により命じられた返還に充てる旨を申し出た場合には、当該助成を行う際に当該返還を命じた額を徴収することができる。

(時効)

第16条 助成を受ける権利は、療養を受けた日の属する月の翌月の初日から起算して1年を経過したときは、時効によって消滅するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、当該起算日は、それぞれ当該各号に定める日とする。

(1) 医療機関からの一部負担金の請求が遅延したとき 当該請求のあった日の翌日

(2) 災害その他のやむを得ない理由により、申請受給者が第12条第1項の申請をすることができなかったとき、又は国保連から同条第2項の報告がされなかったとき 当該やむを得ない理由がやんだ日の翌日

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成9年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の福井市母子家庭等の医療費等の助成に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後において医療機関において受ける療養に係る助成について適用し、施行日前に医療機関において受けた療養に係る助成については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の際現に改正前の福井市母子家庭等の医療費等の助成に関する条例第5条の規定により交付されている受給者証は、新条例第7条第1項の規定により交付されたものとみなす。

(美山町、越廼村及び清水町の編入に伴う経過措置)

- 4 美山町、越廼村及び清水町の編入の日（以下「編入日」という。）の前日までに、美山町母子家庭等医療費の助成に関する条例（昭和53年美山町条例第12号）、美山町父子家庭医療費の助成に関する条例（平成4年美山町条例第16号）、越廼村母子家庭等医療費の助成に関する条例（昭和53年越廼村条例第7号）、越廼村父子家庭医療費の助成に関する条例（平成4年越廼村条例第18号）、清水町母子家庭等の医療費助成に関する条例（平成8年清水町条例第16号）又は清水町父子家庭医療費の助成に関する条例（平成8年清水町条例第18号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為（清水町母子家庭等の医療費助成に関する条例第10条及び清水町父子家庭医療費の助成に関する条例第10条の規定による手数料の支給に係る行為を除く。）は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。
- 5 第4条の規定にかかわらず、編入日の前日までに清水町の区域に住所を有していた者の編入日の前日までの診療に係る医療費に対する助成の要件については、清水町母子家庭等の医療費助成に関する条例第5条及び清水町父子家庭医療費の助成に関する条例第5条の規定の例による。

附 則（平成10年条例第28号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成15年条例第5号）

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成18年条例第95号）

この条例は、平成18年2月1日から施行する。

附 則（平成19年条例第5号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の福井市母子家庭等の医療費等の助成に関する条例の規定は、平成18年10月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の福井市母子家庭等の医療費等の助成に関する条例の規定は、この条例の適用の日以後に医療機関及び施設において受け、又は受けた療養に係る助成について適用し、同日前に医療機関及び施設において受けた療養に係る助成については、なお従前の例による。

附 則（平成20年条例第57号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成24年条例第11号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第14条及び第15条の規定は、この条例の施行の日以後に医療機関において受ける療養に係る助成について適用し、同日前に医療機関において受けた療養に係る助成については、なお従前の例による。

附 則 (平成24年9月25日条例第40号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の福井市母子家庭等の医療費等の助成に関する条例の規定は、平成24年8月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 改正後の第2条第2項第6号又は同条第4項第6号の規定により新たに第3条に規定する助成対象者に該当することとなった児童を平成24年8月1日において現に監護している第6条に掲げる者が同年10月31日までの間に第7条第1項の規定による交付の申請をしたときは、第9条の規定にかかわらず、助成の対象となる療養の始期は、同年8月1日とする。
- 3 平成24年8月2日からこの条例の施行の日までに改正後の第2条第2項第6号又は同条第4項第6号の規定により新たに第3条に規定する助成対象者に該当することとなった児童を監護している第6条に掲げる者が同年10月31日までの間に第7条第1項の規定による交付の申請をしたときは、改正後の第2条第2項第6号及び同条第4項第6号の命令を受けた日を第7条第1項の規定による交付の申請をした日とみなす。

附 則 (平成25年3月26日条例第10号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年12月25日条例第32号)

この条例は、平成26年1月3日から施行する。

附 則 (平成26年9月24日条例第35号)

この条例は、平成26年10月1日から施行する。

附 則 (平成26年9月24日条例第36号)

この条例は、平成26年10月1日から施行する。

改正

平成10年 3 月31日規則第16号

平成11年 3 月29日規則第16号

平成16年12月27日規則第69号

平成17年 3 月 4 日規則第18号

平成19年 3 月31日規則第19号の 3

平成21年 9 月17日規則第49号

平成24年 3 月30日規則第12号

平成24年 9 月25日規則第48号の 2

平成25年 4 月 1 日規則第23号

平成25年12月27日規則第61号

福井市母子家庭等の医療費等の助成に関する条例施行規則

福井市母子家庭等の医療費等の助成に関する条例施行規則（昭和53年福井市規則第22号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この規則は、福井市母子家庭等の医療費等の助成に関する条例（平成 8 年福井市条例第24号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この規則において使用する用語の意義は、条例の例による。

（条例第 2 条第 2 項の児童が規則で定める状態にある場合）

第 3 条 条例第 2 条第 2 項の児童が規則で定める状態にある場合は、児童が次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

- （1） 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第 6 条の 4 に規定する里親に委託されている場合
- （2） 父（別表に定める程度の障害の状態にある者を除く。）と生計を同じくしている場合
- （3） 母の配偶者（別表に定める程度の障害の状態にある父を除く。）に養育されている場合
（条例第 2 条第 2 項第 3 号及び第 4 項第 3 号の規則で定める程度の障害の状態）

第 4 条 条例第 2 条第 2 項第 3 号及び第 4 項第 3 号の規則で定める程度の障害の状態は、別表に定めるとおりとする。

(条例第2条第4項の児童が規則で定める状態にある場合)

第5条 第3条の規定は、条例第2条第4項の児童が規則で定める状態にある場合について準用する。この場合において、第3条中「父」とあるのは「母」と、「母」とあるのは「父」と読み替えるものとする。

(条例第2条第2項第4号の規則で定める児童)

第6条 条例第2条第2項第4号の規則で定める児童は、次の各号のいずれかに該当する児童とする。

- (1) 沈没した船舶に乗っていた父その他死亡の原因となるべき危難に遭遇した父の生死が、船舶が沈没した後その他死亡の原因となるべき危難が去った後3月以上明らかでない児童
- (2) 前号に掲げるもののほか、父の生死が1年以上明らかでない児童

(条例第2条第4項第4号の規則で定める児童)

第7条 前条の規定は、条例第2条第4項第4号の規則で定める児童について準用する。この場合において、前条中「父」とあるのは「母」と読み替えるものとする。

(条例第3条第2項第6号に規定する規則で定める施設)

第7条の2 条例第3条第2項第6号の規則で定める施設は、次に掲げる施設とする。

- (1) 診療所
- (2) 児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設（同法第27条第1項第3号又は同法第27条の2の規定による入所措置がとられた場合に限る。）
- (3) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の4に規定する養護老人ホーム又は同法第20条の5に規定する特別養護老人ホーム（同法第11条第1項第1号又は第2号の規定による入所措置がとられた場合に限る。）
- (4) 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第11項に規定する特定施設又は同条第24項に規定する介護保険施設

(受給者証の交付申請)

第8条 条例第7条第2項の申請は、様式第1号による申請書に次に掲げる書類等を添えて行うものとする。ただし、市長が課税台帳その他の公簿等により確認することができるときは、この限りでない。

- (1) 条例第11条の被保険者証、加入者証又は組合員証
- (2) 条例第4条各号に掲げる者に係る所得証明書（市町村の発行するものに限る。第15条において同じ。）

(3) 戸籍（離婚、死亡等の記載がない場合は、当該記載がない戸籍及び除かれた戸籍で、当該記載があるもの）の謄本（申請の日前1月以内に作成されたものをいう。第15条において同じ。）

(4) 世帯全員の住民票の写し（本籍及び続柄が記載されているもので、申請の日前1月以内に作成されたものをいう。第15条において同じ。）

(5) 振込先金融機関に係る預金通帳の写し

(6) 条例第2条第2項第3号から第7号まで、同条第4項第3号から第7号まで又は同条第5項のいずれかに該当することによって申請する場合は、その事実を明らかにすることができる書類

（受給者証交付の通知等）

第9条 市長は、条例第7条第2項の申請（第3項及び次条において「交付申請」という。）があった場合において、受給資格があると認めたときは、登録を行い、かつ、交付について適当と決定したときは、その旨を様式第2号による通知書により通知するとともに様式第3号による受給者証（条例第7条第1項に規定する受給者証をいう。以下同じ。）を交付するものとする。

2 市長は、前項の登録を行った場合において、条例第4条の規定により助成（条例第3条に規定する助成をいう。以下同じ。）を行わないときは、その旨を様式第4号による通知書により通知するものとする。

3 市長は、交付申請があった場合において、受給資格がないと認めたときは、その旨を様式第5号による通知書により通知するものとする。

（新たに監護し、又は養育する児童があるに至った場合の交付申請）

第10条 前2条の規定は、受給者（条例第11条に規定する受給者をいう。以下同じ。）について、新たに監護し、又は養育する児童があるに至った場合の交付申請について準用する。

（助成の申請の方法）

第11条 条例第12条第1項の申請は、次の各号に掲げる母子家庭等の区分に応じ、当該各号に掲げる様式により行うものとする。

(1) 母子家庭及び準母子家庭 様式第6—1号

(2) 父子家庭 様式第6—2号

(3) 一人暮らしの寡婦等の家庭 様式第6—3号

2 前項に規定する申請書には、あらかじめ医療機関から一部負担金を支払った旨の証明を受け、又は一部負担金を支払った旨を証する書類を添付しなければならない。

3 第1項の規定にかかわらず、条例第5条第1項第2号の場合における条例第12条第1項の申請

は、様式第6—4号により行うものとする。

(助成の決定通知等)

第12条 市長は、条例第12条第1項の申請又は同条第2項の報告があった場合において、助成を行うことについて、適当と決定したときは様式第7号による通知書により、不適当と決定したときは様式第8号による通知書により通知するものとする。

(更新手続)

第13条 条例第8条第1項に規定する有効期間（以下「有効期間」という。）の経過後において引き続き助成を受けようとする受給者は、その有効期間内の7月1日から同月31日（児童扶養手当の受給者にあつては、児童扶養手当法施行規則（昭和36年厚生省令第51号）第4条に規定する児童扶養手当現況届の提出期間の末日）までの間に様式第9号による申請書に受給者証を添えて、市長に申請しなければならない。この場合において、当該受給者は、当該申請書に申請の日における助成対象者の現況を記載しなければならない。

2 第8条及び第9条の規定は、受給者証の更新について準用する。この場合において、第8条中「条例第7条第2項」とあるのは「第13条第1項」と、「様式第1号」とあるのは「様式第9号」と、第9条第1項中「条例第7条第2項」とあるのは「第13条第1項」と、「認めたときは、登録を行い」とあるのは「認め」と、同条第2項中「登録を行った」とあるのは「受給資格があると認めた」と、「様式第4号」とあるのは「様式第10号」と読み替えるものとする。

(受給者証の再交付)

第14条 受給者は、受給者証を破損し、汚損し、又は失ったときは、様式第11号による申請書により市長に受給者証の再交付の申請をすることができる。

2 前項の場合において、受給者証を破損し、又は汚損したときは、同項の申請書にその受給者証を添付しなければならない。

3 受給者証を失ったことにより第1項の申請をした受給者は、受給者証の再交付を受けた後において、その失った受給者証を発見したときは、速やかに、当該受給者証を市長に返還しなければならない。

(届出)

第15条 条例第13条第1号の規定による届出（以下「変更届」という。）は、様式第12号による届出書に次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に掲げる書類等を添えて行うものとする。ただし、市長が課税台帳その他の公簿等により確認することができるときは、この限りでない。

(1) 受給者又は助成対象者（条例第3条に規定する助成対象者をいう。以下同じ。）の住所を

変更した場合 その受給者又は助成対象者の世帯全員の住民票の写し

(2) 振込先金融機関を変更しようとする場合 希望する振込先金融機関に係る預金通帳の写し

(3) 受給者又は助成対象者の氏名が変更した場合 戸籍の謄本

(4) 加入している医療保険（社会保険各法に規定する保険又は共済組合をいう。）が変更になった場合 条例第11条の被保険者証、加入者証又は組合員証

(5) 一部負担金の割合又は附加給付金の内容が変更した場合 その算出式が分かるもの

(6) 受給資格の該当要件が変更した場合 変更後の受給資格を明らかにする書類

(7) 条例第4条第1号イ、第2号イ又は第3号イの扶養義務者が増えた場合 その世帯全員の住民票の写し及び同条第1号から第3号までに掲げる者の所得証明書

(8) その他市長が別に定める場合 市長が別に定める書類等

2 助成対象者が条例第3条に規定する要件（以下「助成対象者資格要件」という。）に該当しなくなった場合（受給者がその助成対象者の全てが助成対象者資格要件に該当しなくなったことにより受給資格を失った場合を含む。）の変更届は、様式第13号による届出書に受給者証を添えて行うものとする。

3 市長は、前項の変更届により当該変更届に係る助成対象者が助成対象者資格要件に該当しなくなり、又は受給者が受給資格を失ったと認めたときは、様式第14号による通知書により受給者に通知するものとする。

4 市長は、変更届がない場合において、住民基本台帳その他の公簿等によって助成対象者が助成対象者資格要件に該当しなくなり、又は受給者が受給資格を失った（受給者の死亡による場合を除く。）と認めるときは、速やかに、職権をもってその決定を行い、様式第14号による通知書により受給者に通知するものとする。この場合において、受給者は、速やかに受給者証を市長に返還しなければならない。

5 受給者が死亡したときは、戸籍法（昭和22年法律第224号）第87条に規定する死亡の届出義務者は、様式第13号による届出書に受給者証を添えて市長に届け出なければならない。

6 市長は、前項の規定による届出がない場合において、住民基本台帳その他の公簿等によって受給者の死亡を確認することができたときは、職権をもって受給資格を取り消すものとする。

7 条例第13条第2号の規定による届出は、様式第15号による届出書により行うものとする。

（助成対象者の資格等の取消し）

第16条 市長は、その助成対象者について受給者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その助成対象者の資格又は受給者の受給資格を取り消すものとする。

(1) 偽りその他不正の手段により受給者証の交付を受けたとき。

(2) 正当な理由がなくて第13条に規定する更新手続又は変更届を怠ったとき。

2 市長は、前項の規定による取消しを行ったときは、様式第16号による通知書により当該取消しに係る受給者に通知するものとする。この場合において、当該受給者は、速やかに受給者証を市長に返還しなければならない。

(助成の取消し等)

第17条 条例第15条第1項及び第2項に規定する場合においては、市長は、助成の一部又は全部を取り消すものとし、同条の規定による返還の通知は、様式第17号による通知書により行うものとする。

(受給者証の返還)

第18条 受給者は、有効期間が満了したときは、速やかに、受給者証を市長に返還しなければならない。

(委任)

第19条 この規則に定めるもののほか、母子家庭等の医療費等の助成に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この規則は、平成9年1月1日から施行する。

2 市長は、この規則の施行の際現に改正前の福井市母子家庭等の医療費等の助成に関する条例施行規則様式第3号による受給者証を所持している受給者に対し、平成9年1月1日付けで改正後の福井市母子家庭等の医療費等の助成に関する条例施行規則様式第3号による受給者証を交付するものとする。

附 則 (平成10年規則第16号)

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則 (平成11年規則第16号)

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年規則第69号)

この規則は、平成17年1月1日から施行する。

附 則 (平成17年規則第18号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年規則第19号の3)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の福井市母子家庭等の医療費等の助成に関する条例施行規則の規定は、平成18年10月1日から適用する。

附 則（平成21年規則第49号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成21年9月24日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正前の福井市母子家庭等の医療費等の助成に関する条例施行規則に定める様式により作成された用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成24年規則第12号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正前の福井市母子家庭等の医療費等の助成に関する条例施行規則に定める様式により作成された用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成24年9月25日規則第48号の2）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正前の福井市母子家庭等の医療費等の助成に関する条例施行規則に定める様式により作成された用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成25年4月1日規則第23号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年12月27日規則第61号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第3条関係、第4条関係）

- 1 両眼の視力の和が0.04以下のもの
- 2 両耳の聴力レベルが100デジベル以上のもの
- 3 両上肢の機能に著しい障害を有するもの
- 4 両上肢の全ての指を欠くもの
- 5 両上肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの

- 6 両下肢の機能に著しい障害を有するもの
 - 7 両下肢を足関節以上で欠くもの
 - 8 体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの
 - 9 前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働することを不能ならしめ、かつ、常時の介護を必要とする程度の障害を有するもの
 - 10 精神に、労働することを不能ならしめ、かつ、常時の監視又は介護を必要とする程度の障害を有するもの
 - 11 傷病が治らないで、身体の機能又は精神に労働することを不能ならしめ、かつ、長期にわたる高度の安静と常時の監視又は介護を必要とする程度の障害を有するものであつて、当該障害の原因となった傷病につき初めて医師の診断を受けた日から起算して1年6月を経過しているもの
- (備考) 視力の測定は、万国式視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。

様式第1号その1（第8条関係）

様式第1号その2（第8条関係）

様式第2号（第9条、第13条関係）

様式第3号（第9条、第13条関係）

様式第4号（第9条関係）

様式第5号（第9条、第13条関係）

様式第6—1号（第11条関係）

様式第6—2号（第11条関係）

様式第6—3号（第11条関係）

様式第6—4号（第11条関係）

様式第7号（第12条関係）

様式第8号（第12条関係）

様式第9号（第13条関係）

様式第10号（第13条関係）

様式第11号（第14条関係）

様式第12号（第15条関係）

様式第13号（第15条関係）

様式第14号（第15条関係）

様式第15号（第15条関係）

様式第16号（第16条関係）

様式第17号（第17条関係）